



## 質問

**議事録の閲覧請求に対し、議事録のコピーを交付することまで対応する必要がありますか。**

(相談概要)

ある管理組合において、理事長に対して一組合員より総会議事録のコピーの交付請求がありました。理事長には議事録閲覧請求に応じる義務はありますが、議事録のコピーを交付することまで対応する必要がありますか。なお、当マンションの規約は「マンション標準管理規約」に準じています。



## 回答

マンション標準管理規約第49条第3項において、「理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。」と定めています。この場合、「閲覧」とは、一般的に書類等の内容を調べながら読むことを指すため、これには書類のコピーの交付は含まないと解されます。

よって、理事長は、議事録のコピーを交付する義務はないものと考えられます。

今後を鑑み、総会議事録の写しの交付を容認する場合は、あらためて規約や細則にその旨を定めることが望ましいと考えられます。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。